



オオダテシ 大館市

「21世紀に飛翔する 環境先端都市」

地域の多彩な魅力で創造し、
自然環境と都市機能が融合した
北東北の拠点都市 “おおだて”



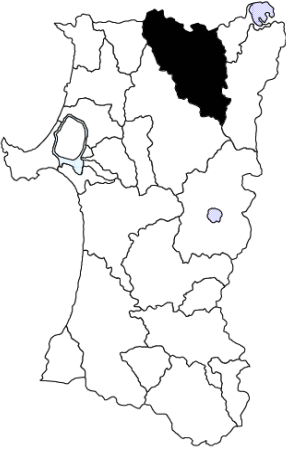
合併期日	平成17年6月20日	合併の方式	編入
合併関係市町村	大館市、比内町、田代町		

所在地	大館市字中城20番地
電話	0186-49-3111
FAX	0186-49-1198
ホームページ	http://www.city.odate.akita.jp/
Eメール	kikaku@city.odate.akita.jp

面積	913.70	km ²	(H12国土地理院調査)
内訳	401.54	km ²	大館市
	205.39	km ²	比内町
	306.77	km ²	田代町

人口	86,288	人	(H12国勢調査)
内訳	66,293	人	大館市
	12,095	人	比内町
	7,900	人	田代町

世帯数	28,679	世帯	(H12国勢調査)
内訳	22,808	世帯	大館市
	3,530	世帯	比内町
	2,341	世帯	田代町

<p>位置・地勢</p>	<p>大館市は、秋田県内陸北部に位置し、東側は鹿角市と小坂町、西側は北秋田市と藤里町、南側は北秋田市、北側は青森県と接している。</p> <p>出羽山地北部に陥没形成された平坦な大館盆地と周りに広がる山岳地域で構成され、東西にほぼ横断する形で秋田県第2位の流域面積を持つ米代川が流れている。また、古くから北東北3県の交通の要衝という立地条件により、歴史ある伝統・文化を育み、穏やかで活力ある風土を形成してきた。</p> <p>気候は、積雪寒冷地帯の年間の気温変化が大きい典型的な内陸性盆地気候に属し、積雪期間は12月から翌年の3月までの長期間に及んでいる。特に1、2月の平均気温は県内でも低い方だが、ここ数年の積雪量は山間部の積雪量は多いものの、県内の同様に立地する地域と比較して相対的に少なくなってきた。</p> <p>交通面では、県都秋田市へ国道7号線で約100km、青森県青森市へは国道7号線(または東北自動車道)で弘前市(約50km)を経由し約90km、また岩手県盛岡市へは、十和田インターチェンジから東北自動車道を経由し約100kmと北東北3県の県都を結ぶ中間地点にあり、鉄道はJR奥羽本線及びJR花輪線が通っている。</p>	
--------------	--	---

<p>産業・観光</p>	<p>大館市は、古くから非鉄金属鉱業・農林業を基幹産業として繁栄してきたが、急激な円高による鉱産物の値下がりや資源枯渇等による相次ぐ鉱山の閉山、米の生産過剰や消費の減少等による米価の下落、安価な輸入木材の需要拡大等により、基幹産業が停滞し、地域経済の停滞と著しい人口減少に悩まされてきた。近年は「秋田県北部エコタウン計画」の中心地域として「環境に調和したまちづくり」を目指し、長年培われてきた鉱山関連技術・基盤や木材加工技術を生かした環境循環型産業の振興により、土壌の浄化や廃棄物の再資源化・再利用などの資源リサイクル産業や、誘致企業として進出した医療用機械器具製造並びに関連する医薬品製造業が、基幹産業として地域経済を支えている。</p> <p>一方、世界遺産白神山系田代岳に代表される山地に囲まれた緑豊かな自然環境は、「秋田杉」を育て、その木目の美しさとしなやかさに磨きをかける匠たちの技が、秋田音頭にも唄われている「大館曲げわっぱ」や「秋田杉桶樽」などの伝統工芸品に生かされている。また、大滝温泉、矢立温泉など大小の温泉が広く地域に分布するとともに、JR渋谷駅のシンボルとなっている「秋田犬」忠犬ハチ公のふるさとして、四季の移ろい豊かなまちである。</p> <p>特産物では、昭和17年7月21日に天然記念物に指定された「比内地鶏」の原産地であり、特に「比内地鶏」を食用に改良した「比内地鶏」と、「秋田こまち」を香ばしく炙った「きりたんぽ」でつくる「きりたんぽ鍋」の本場でもある。これら、「きりたんぽ鍋」や「比内地鶏」は近年地域ブランド化が定着しつつあるほか、比内地域において、ほうき草の実で作られる「とんぶり」は畑のキャビアとして珍重されている。</p> <p>その他地域内には、アメッコ市、比内とりの市、たけのこ祭りなど食文化とつながりの深い参加型まつりイベントが多数開催されており、今後の観光客誘致が期待される場所である。</p>	
--------------	---	--



比内地鶏



大館樹海ドーム

組織 (合併後初代)	市長	助役	収入役	議長	副議長
	小畑 元	佐藤 忠信	長岐 利堅	伊藤 毅	渡辺 久憲
	H17.6.20～	H17.6.20～ H19.6.30	H17.6.20～ H19.6.30	H17.7.1～ H19.4.30	H17.7.1～ H19.4.30

(H19.4.1～
副市長)

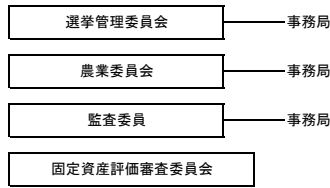
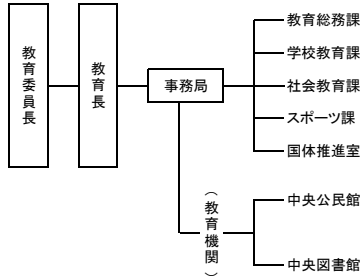
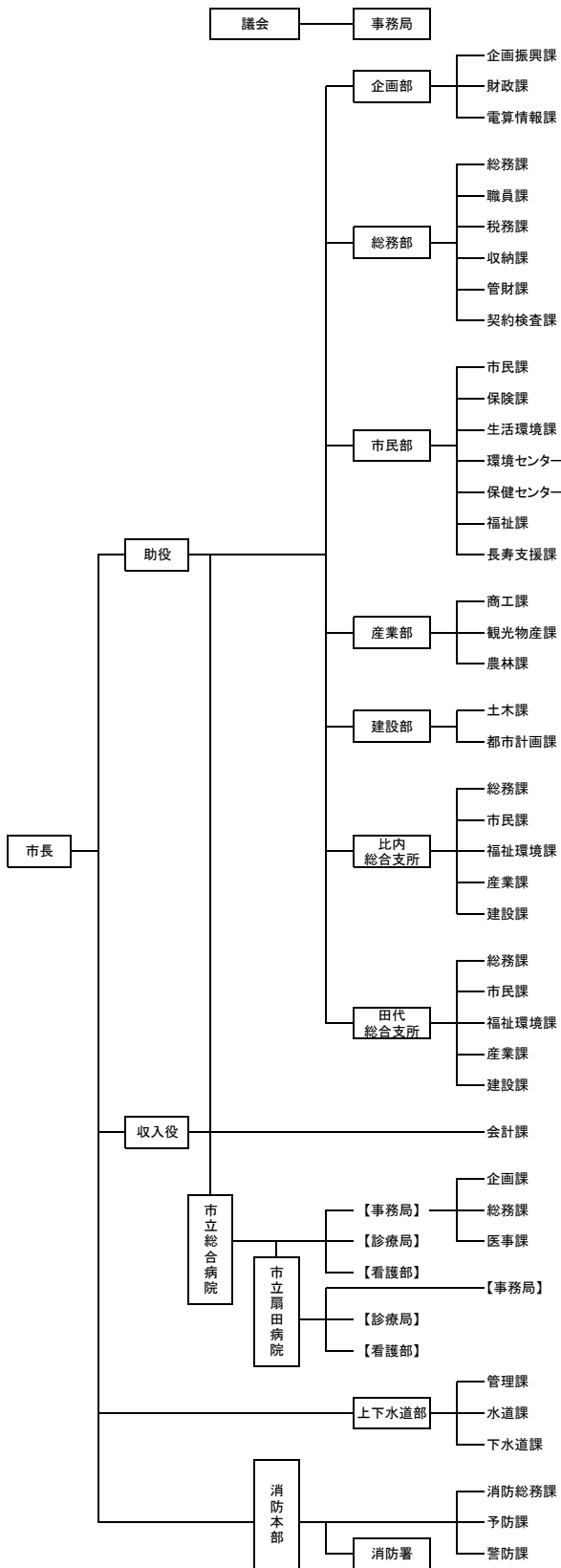
行政 施策	<p>施策の大綱</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 経済基盤の確立を目指す環境と調和した 産業都市 2. 自然と調和した潤いのある 環境都市 3. 健やかで生きがいのある生涯を支える 総合福祉都市 4. 生涯にわたり楽しく学べる 教育文化都市 5. 利便性が高く安全な暮らしを支える 快適生活都市 6. 自立した地域が共栄する 地域協働都市
	<p>構想推進のために</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 幅広い市民参加の促進と連携の形成 2. 適正な行財政運営 3. 国、県などとの連携



市の木「秋田杉」



市の花「キク」



※教育委員会 — 田代総合支所

※上下水道部 — 比内総合支所

1 合併関係市町村の沿革

大館市:明治 22(1889)年に町制を施行し、その後昭和 26(1951)年に釈迦内村との合併を行い、市制を施行した。そして昭和 30(1955)年に長木村、上川沿村、下川沿村、二井田村、真中村、十二所町と合併し、昭和 42(1967)年に花矢町を編入した。

比内町:明治 22(1889)年に町村制を施行した扇田村(後に扇田町)、東館村、西館村、大葛村が昭和 30(1955)年に合併し、誕生した。

田代町:明治 22(1889)年に町村制を施行した早口村(後に早口町)と山瀬村が昭和 31(1956)年に合併し、誕生した。

平成 17(2005)年 6 月 20 日、「大館市」が比内町、田代町を編入した。

2 合併関係市町村間のつながり

3 市町は、米代川北部流域の市町で県北部における中心都市である大館市を基幹とし、比内町と田代町の農山村地域が一体となって形成されている。

交通基盤については、鉄道は JR 奥羽本線、JR 花輪線、道路は国道 7 号線、国道 103 号線、国道 285 号線、県道比内田代線などの主要地方道が 3 市町を連絡し、地域住民の交流や物流を支えている。

住民の日常生活面においては、大館市の中心部への通勤・通学が行われており、また、大館市西部の国道 7 号線沿線、大館市南部の国道 103 号線沿線、大館市東部の県道大館十和田湖線沿線に展開する大型小売店舗などを中心に集客力が高まっており、日常生活圏としてもその結びつきを深めてきた。

さらに、行政面においては、昭和 47 年 7 月に、地域社会の変動に対応し広域圏での総合的な行政水準の向上を図るため、「大館周辺広域市町村圏組合」を設立し、ゴミ処理、し尿処理、広域消防、広域斎場などの業務の運営をしてきた。



住民説明会

3 合併に向けた動き

平成12年に秋田県市町村合併支援要綱において、合併パターンが提示されたことにより、それまで消極的だった市町村合併を本格的に検討していくことになった。

平成14年4月11日、3市町による大館圏域合併共同研究会を設置し、圏域の住民を対象に、県知事との合併トークの開催や市町村合併に関するアンケート調査票およびパンフレットを配布し徐々に合併論議を高めていった。

県が示した合併パターンは、大館市、比内町、田代町の3市町による合併であったが、平成14年11月11日に大館まちづくり協議会、大館商工会議所など5団体が、鹿角市、小坂町を含む5市町の首長と議長に市町村合併に向けた任意の協議会設立を働きかける陳情書が提出され、同年12月26日～27日にかけて大館市長が、鹿角市長、比内町長、田代町長及び小坂町長に対して、任意合併協議会への参加を要請した。この要請に対して、鹿角市長は不参加、小坂町長は参加を見送ると表明し、比内町長、田代町長が賛同し参加する旨の表明をするという結果になった。

このように、5市町の枠組みが崩れたことから、平成15年3月4日～5日大館市長が、田代町長、比内町長を訪問し、3市町による任意合併協議会を設置したいとして参加を要請したところ、田代町長が即日賛同し、比内町長は3月末まで返答を保留したため、同年3月14日大館市と田代町による「大館市・田代町任意合併協議会設置準備会」に向けた首長初会合を開催した。年度末の3月31日になって、比内町長が、大館市・田代町任意合併協議会設置準備会へ参加する旨の回答をしたことから、4月1日に3市町の実務レベルでの調整を図り、諸準備を進めるため「大館市・比内町・田代町任意合併協議会設置準備会」を設立することとなった。

こうした中、平成15年6月19日に小坂町長から大館市・比内町・田代町任意合併協議会へ参加する旨の回答があり、同年7月14日に「大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会」としてスタートすることになった。

4市町により順調に協議を重ねていたが、4回目の協議となる平成15年12月26日の任意合併協議会において、比内町が11月に行った「合併の是非を問う住民アンケート」の結果反対が多数を占めたことから、また、小坂町が鹿角市を含めた5市町による合併パターンが見込めないことから、任意合併協議会からの退会を表明し承認された。比内町、小坂町が退会后、残された大館市及び田代町は、引き続き2市町による任意合併協議会の継続と法定合併協議会への移行を確認した。

その後、平成16年2月17日に大館市臨時議会、田代町臨時議会において、大館市・田代町合併協議会設置に関する議決がなされ、大館市・田代町合併協議会設置協議書への署名式を行い、改めて2市町での合併協議を進めていくことを基本方針とした。

平成 14 年	4 月 11 日	第 1 回大館圏域合併共同研究会を開催 (以降、全 10 回の研究会を開催)
平成 15 年	4 月 1 日	3 市町の実務レベルでの調整を図り、諸準備を進めるため大館市・比内町・田代町任意合併協議会設置準備会を設立
	4 月 21 日	第 1 回大館市・比内町・田代町任意合併協議会設置準備会(以降、全 4 回の設置準備会を開催)
	6 月 19 日	小坂町長が、大館市・比内町・田代町任意合併協議会へ参加する旨、回答
	7 月 14 日	第 1 回大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会(合併重点支援地域指定)を開催(以降、途中名称変更し全 6 回の任意合併協議会を開催)
	12 月 26 日	第 4 回大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会において比内町と小坂町の退会を承認 その後、大館市・田代町による 2 市町での任意合併協議会の継続及び法定合併協議会への移行について確認
平成 16 年	2 月 17 日	大館市臨時議会、田代町臨時議会において、大館市・田代町合併協議会設置に関する議決
	2 月 17 日	大館市・田代町合併協議会設置協議書署名式
	3 月 2 日	第 1 回大館市・田代町合併協議会を開催 (以降、途中名称変更し全 17 回の合併協議会開催)
	5 月 23 日	比内町が合併の賛否を問う住民投票を実施 【開票結果】 投票資格者数：9,932 人、うち投票者数 6,777 人 投票率：68.23% 投票総数：6,774 票(持ち帰り 3 票) 有効投票数：6,714 票 無効投票数：60 票(無効投票率 0.89%) (1) 合併に賛成 3,380 票 (2) 合併に反対 3,334 票
	5 月 24 日	比内町長が、大館市長、田代町長を訪問し、合併の賛否を問う住民投票結果を報告
	6 月 8 日	比内町長・比内町議会議長が、大館市長・大館市議会議長、田代町長・田代町議会議長を訪問し、大館市・田代町合併協議会への参加を申入れ
	6 月 11 日	大館市、比内町及び田代町が「合併協議に関する協定

平成 16 年		書」を締結
	6 月 15 日	大館市・田代町合併協議会会長が 3 市町の首長に対し、議会を開催し大館市・田代町合併協議会への比内町の加入に関する議決を要請
	6 月 18 日	比内町議会において「大館市・田代町合併協議会への比内町の加入について」を賛成多数で可決
	6 月 23 日	大館市議会において、大館市・田代町合併協議会に比内町が加入することに伴い、「大館市・田代町合併協議会を組織する地方公共団体の数の増加及び大館市・田代町合併協議会規約の変更について」を賛成多数で可決
	6 月 25 日	田代町議会において、大館市・田代町合併協議会に比内町が加入することに伴い、「大館市・田代町合併協議会を組織する地方公共団体の数の増加及び大館市・田代町合併協議会規約の変更について」を賛成多数で可決
	7 月 1 日	比内町が大館市・田代町合併協議会へ加入
	7 月 6 日	第 6 回から大館市・比内町・田代町合併協議会と名称を変更
	11 月 29 日	大館市・比内町・田代町合併協定調印式
	12 月 15 日	大館市、比内町及び田代町の各 12 月定例議会において、廃置分合に関する関連議案を可決
	12 月 21 日	県知事へ廃置分合を申請
平成 17 年	3 月 9 日	県議会で廃置分合議案可決
	3 月 14 日	県知事が廃置分合を決定、総務大臣に届出
	4 月 8 日	総務大臣の告示
	6 月 20 日	大館市が比内町、田代町を編入

4 合併協議の概要

平成 16 年	2 月 17 日	大館市・田代町合併協議会を設置 会長 大館市長 小畑元 副会長 田代町長 吉田光明 委員 15 名
	3 月 2 日	第 1 回大館市・田代町合併協議会にて次の項目を確認 ・合併協議会規約等に関する確認書、合併協議会諸規程等を報告 ・合併協議会会議運営規程案、平成 15 年度事業計画案、平成 15 年度予算案、平成 16 年度事業計画案、平成 16 年度予算案、新市建設計画の策定方針案を承認
	4 月 9 日	第 2 回大館市・田代町合併協議会にて次の項目を確認 ・新市建設計画の策定方針及び合併協定項目の調整方針について報告 ・合併の方式 ・合併の期日 ・新市の名称 ・事務所の位置
	4 月 28 日	第 3 回大館市・田代町合併協議会にて次の項目を確認 ・電算システムの取扱い ・条例、規則等の取扱い
	5 月 17 日	第 4 回大館市・田代町合併協議会にて次の項目を確認 ・農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
	6 月 15 日	第 5 回大館市・田代町合併協議会にて次の項目を確認 ・平成 15 年度大館市・田代町合併協議会歳入歳出予算、比内町の加入申込みについて承認
	7 月 6 日	第 6 回大館市・比内町・田代町合併協議会にて次の項目を確認 ・合併協議会規約、合併協議会の規約等に関する確認書、合併協議会諸規程、比内町の加入に伴う確認済合併協定項目等の取扱い、合併協議会傍聴規程を承認 ・合併協議会会議運営規定案、平成 16 年度合併協議会補正予算案を確認

平成 16 年	8 月 2 日	<p>第 7 回大館市・比内町・田代町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の議員の定数及び任期の取扱い ・ 地方税の取扱い ・ 慣行の取扱い ・ 国民健康保険事業の取扱い ・ 男女共同参画事業の取扱い ・ 国際交流事業等の取扱い ・ 広報広聴関係事業の取扱い ・ 納税関係事業の取扱い ・ 生活保護事業の取扱い
	8 月 24 日	<p>第 8 回大館市・比内町・田代町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新市建設計画（素案） ・ 補助金、交付金の取扱い ・ 合併の期日 ・ 公共的団体等の取扱い ・ 行政区の取扱い ・ 商工・観光事業の取扱い ・ 小、中学校の通学区の取扱い
	9 月 14 日	<p>第 9 回大館市・比内町・田代町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町名・字名の取扱い ・ 介護保険事業の取扱い ・ 一部事務組合の取扱い ・ 保健衛生事業の取扱い ・ 休日、夜間、救急診療の取扱い ・ 健康づくり事業の取扱い ・ 建設関係事業の取扱い
	9 月 27 日	<p>第 10 回大館市・比内町・田代町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防防災関係事業の取扱い ・ 交通関係事業の取扱い ・ 障害者福祉事業の取扱い ・ 児童福祉事業の取扱い ・ 保育事業の取扱い

平成 16 年		<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境対策事業の取扱い ・ 上水道、下水道事業の取扱い ・ 文化振興事業の取扱い
	10 月 12 日	<p>第 11 回大館市・比内町・田代町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料、手数料の取扱い ・ 事務組織及び機構の取扱い ・ 一般職の職員の身分の取扱い ・ 特別職の職員の身分の取扱い ・ その他福祉事業の取扱い ・ ごみ収集運搬業務の取扱い ・ 農林関係事業の取扱い ・ 社会教育（生涯学習）事業の取扱い
	10 月 25 日	<p>第 12 回大館市・比内町・田代町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団の取扱い ・ 窓口業務の取扱い ・ 社会福祉協議会の取扱い
	11 月 8 日	<p>第 13 回大館市・比内町・田代町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院、診療所の取扱い ・ 財産の取扱い ・ 高齢者福祉事業の取扱い ・ 学校教育事業の取扱い ・ 合併協定書案、合併関連議案等を承認
	11 月 22 日	<p>第 14 回大館市・比内町・田代町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併協定書について報告 ・ 新市建設計画を承認
	11 月 29 日	<p>第 15 回大館市・比内町・田代町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併協定調印式について
	平成 17 年	3 月 29 日

平成 17 年		<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村合併功労者大臣表彰の諮問を承認 ・ 平成 17 年度事業計画案、平成 17 年度予算案を承認
	5 月 19 日	<p>第 17 回大館市・比内町・田代町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務大臣の配置分合告示について報告 ・ 平成 16 年度歳入歳出決算を承認

① 合併の方式

法定協議会は 2 市町（大館市、田代町）での協議でスタートした。

平成 16 年 4 月 9 日の第 2 回合併協議会の席上、田代町長（副会長）から県内第 2 位の都市である大館市との合併に際し、行政的には広域圏としてともに歩み、一般住民も通勤・通学として大館市に通っており日常生活圏としても強い絆で結ばれている 2 市町であり、町内では対等の立場で合併すべきとの意見は数多くあったけれども、人口規模や財政規模及び諸般の事情を考慮した結果「編入合併」でお願いしたいとの提案があった。

大館市の委員である市議会議長から、大館市議会としての意見は大多数が「編入合併」としたが、田代町の住民に配慮すべき等の意見もあったということ等を付け加えて説明した。

以上を踏まえて、協議会では「編入合併」としたが協議については対等の立場で進めるとした。

② 合併の期日

合併の期日については、第 2 回合併協議会の協議時点では、国において合併特例法の期限を 1 年間延長する法案が出されていることから、「合併特例法の特例措置期限である平成 17 年 3 月 31 日までの合併を目指す。ただし、法律が改正された場合は改めて協議する。」としていた。

その後の合併特例法改正により特例措置期限が 1 年間延長されたことから、首長間の協議を踏まえて、平成 16 年 8 月 24 日第 8 回合併協議会において「平成 17 年 6 月 20 日」を合併期日とすることを確認した。

③ 新市の名称の取扱い

新市の名称は「大館市（おおだてし）」とする。

第 2 回合併協議会において、合併の方式が編入合併であることから、また、大館市の名称も全国的に認知されていること等により、「大館市（おおだてし）」が適当であるとした。

④ 新市事務所の位置の取扱い

第2回合併協議会において、「事務所の位置は、現大館市役所とする。現田代町役場については、住民の利便性等を勘案して、必要職員を置く総合支所方式とし、空きスペースについては、分庁舎としての活用を考慮する。」という内容を確認した。

その後比内町が加入したが、事前に調整済みの項目であり、その内容に従うことで合意しているため、合併協定書のとおり決定した。

その結果、平成17年6月20日の合併時（新大館市スタート時）には比内総合支所には上下水道部を、田代総合支所には教育委員会の部局を配置した。

⑤ 財産の取扱い

第12回合併協議会に議案として

「(1) 合併時の財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐ。ただし、大館市地域振興基金（現在、社会福祉環境整備基金で運用）、比内町まちづくり基金及び田代町地域振興基金については、合併時に統合し、用途については、それぞれの市町の意向を尊重する。

(2) 財産区については、合併時における状況のとおり新市に引き継ぐ。

(3) 山林等の旧慣による使用権については、合併時における状況のとおり新市に引き継ぐ。」

と提案されたが、特に項目の(1)については、事前に以下のとおり「(1) 合併時の財産及び債務については、全て新市に引き継ぐ。ただし、大館市地域振興基金（現在、社会福祉環境整備基金で運用）、比内町まちづくり基金及び田代町地域振興基金については、①案：合併時にそれぞれの地域振興特定基金を新設する。②案：合併時に統合し、用途については、それぞれの意向を尊重する。」として二つの案を示し、3市町の首長会議等で②案を調整方針とすることで確認を得たことからそのとおり提案したが、協議会の席上で調整がつかず、再度3市町で方針を確認することとなり、継続協議となった。

第13回合併協議会の前に3市町それぞれの議会全員協議会等において調整を図った結果、項目の(1)については、第13回合併協議会において提案のとおり

「合併時の財産及び債務については、全て新市に引き継ぐ。ただし、大館市地域振興基金（現在、社会福祉環境整備基金で運用）、比内町まちづくり基金及び田代町地域振興基金については、合併時に統合し、用途については、それぞれの意向を尊重する。」

とすることを確認した。

⑥ 議会議員の任期及び定数の取扱い

第 3 回合併協議会に提案されたが、在任特例及び定数特例適用の是非、議員報酬の額、合併後の最初の一般選挙に対する定数特例適用の是非について、各議会での考え方が異なること、また、途中から比内町が加入したことなどで、何度も 3 市町それぞれの議会全員協議会を開催しながら調整した。

計 5 回の協議の後、最終的に第 7 回合併協議会において、

「(1) 比内町及び田代町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 7 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、大館市の議会の議員の残任期間、引き続き合併後の大館市の議会の議員として在任するものとする。

(2) 合併後の在任期間中の議員の報酬は、現行の 1 市 2 町のそれぞれの額を適用する。

(3) 合併後最初の一般選挙時（平成 19 年 4 月）の定数の取扱いについては、定数特例を適用しない。」

という調整方針で合意に達した。

⑦ 農業委員会委員の任期及び定数の取扱い

第 3 回合併協議会に提案されたが、議員の定数及び任期の取扱いについての結論を見きわめた上で再度協議すべきであるとなり、継続協議となった。

第 4 回合併協議会において、議員の定数及び任期の取扱いについては合意したことから、農業委員においても任期が関係市町ともに平成 17 年 7 月 19 日であり、その日までの在任特例を適用し、在任期間中の委員の報酬は、旧市町のそれぞれの報酬の額を適用することで合意した。

その後比内町が加入したが、事前に調整済みの項目であり、その内容に従うことに合意していることから、

「(1) 比内町農業委員会及び田代町農業委員会を大館市農業委員会に統合する。

(2) 選挙による委員については、次のとおり取り扱うものとする。

①比内町及び田代町選挙による委員については、比内町及び田代町の農地法関係業務等に支障を来すことのないよう、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 8 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、大館市農業委員会の委員の残任期間、引き続き合併後の大館市の農業委員会の委員として在任するものとする。なお、在任期間中の委員の報酬は、現行の 1 市 2 町のそれぞれの額を適用する。

②農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、合併後の大館市の農業委員会の選挙による委員の定数を 28 人とし、大館市の区域に 4 選挙区、比内町及び田代町の区域にそれぞれ 1 選挙区を設けるものとする。

③選挙区ごとの定数は、平成 17 年 3 月 31 日現在の選挙区の選挙人の数を基に、合併後最初に執行される大館市の農業委員会の一般選挙までに定めるものとする。」

という調整方針により確認した。

⑧ 地方税の取扱い

第7回合併協議会に議案として提案された。

- 「(1) 個人住民税については、税率は現行のとおりとし、納期は大館市の納期に統一する。
- (2) 法人住民税については、税率は大館市の税率に統一する。ただし、合併前の大館市に事務所又は事業所を有しない法人については、平成19年度まで標準税率を適用する。
- (3) 固定資産税については、税率は現行のとおりとし、納期は大館市の納期に統一する。
- (4) 軽自動車税については、税率は現行のとおりとし、納期は大館市の納期に統一する。
- (5) 市町村たばこ税については、現行のとおりとする。
- (6) 特別土地保有税については、現行のとおりとする。
- (7) 入湯税については、現行のとおりとする。
- (8) 都市計画税については、課税対象区域を大館市及び比内町の都市計画区域内の用途地域とし、税率は現行の大館市の税率を適用する。ただし、比内町については、平成19年度まで課税しないものとする。」

この調整方針については、特に異議もなく提案のとおりとすることを確認した。

⑨ 一般職の職員の身分の取扱い

第11回合併協議会に議案として提案された。

- 「(1) 比内町及び田代町の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐ。
- (2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理適正化に努める。
- (3) 職員の職名及び任用要件については、現行の大館市の制度に統一する。
- (4) 職員の給与及びその他の身分の取扱いについては、公正に取り扱うものとする。」

この調整方針について、委員から「参考資料の説明による向こう10年間の職員数の20%削減が住民サービスの低下を招くのでは。」との質問があったが、IT化や行革によりサービス低下を招かないよう配慮していくことで了承され、提案のとおりとすることを確認した。

⑩ 新市建設計画

新市建設計画については、第 7 回合併協議会において、新市将来構想を基に素案として示したところ、文章表現の文言の確認と財政計画等の資料も合わせて検討するため 3 市町とも持ち帰って検討することとなり、第 8 回合併協議会において素案に若干の修正を加えた内容で県の地域振興局や合併支援室の事前協議に臨み、その時点での修正箇所も含めて再度原案として示すこととした。

第 9 回合併協議会に手直しした原案を示したところ、特例債事業等の総枠の中で、新市建設計画に反映できる事業を精査修正しながら県との内協議を進めていくことで原案了承された。

第 13 回合併協議会において、内協議により修正された新市建設計画を示し、本案のとおり県と協議することで合意し、第 14 回合併協議会において、11 月 9 日に県と正式協議（申請提出）し、11 月 15 日に開催された市町村合併支援本部会議において了承されたことを報告し異議なく確認した。

⑪ 特別職の職員の身分の取扱い

第 11 回合併協議会に議案として提案された。

「(1) 大館市、比内町、田代町共に同種の附属機関が置かれている場合は、比内町及び田代町の委員については、新市に引き継がないものとする。ただし、合併後の当該附属機関の委員の構成については、比内町及び田代町の実情を十分に考慮して、適切な措置を講じるものとする。

(2) 比内町、田代町に置かれている附属機関で、大館市に同種のものがない場合は、必要に応じて当該附属機関を新市に引き継ぎ、委員の構成については、実情を考慮して適切な措置を講ずるものとする。」

この調整方針については、特に異議もなく提案のとおりとすることを確認した。

⑫ 条例・規則の取扱い

第 3 回合併協議会に議案として提案された。

「原則として大館市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて所要の改正等を行うものとする。」という内容で、今後早急に整備、検討していきたいということで、提案のとおり確認した。

その後比内町が加入したが、事前に調整済みの項目であり、その内容に従うことで合意した。

⑬ 機構及び組織の取扱い

第 11 回合併協議会に議案として提案された。

「新市の事務組織及び機構については、市民サービスが低下しないように十分配慮し、次の事項を基本として整備する。

また、合併後においては、適宜、その組織及び運営を見直し、効率化に努め、規模等の適正を図るものとする。

- (1) 市民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構
- (2) 市民の声を的確に反映することができる組織・機構
- (3) 地域コミュニティの推進を図ることができる組織・機構
- (4) 行政課題に迅速かつ的確に対応することができる組織・機構
- (5) 簡素で効率的な組織・機構

この調整方針については、特に異議もなく提案のとおりとすることを確認した。

⑭ 使用料・手数料の取扱い

第 7 回合併協議会に議案として提案された。

「(1) 各市町で差異のない使用料及び手数料については、現行のとおりとする。

(2) 各市町で差異のある各種施設の使用料については、施設の内容及び建設年度が異なること等から、当分の間、原則として現行どおりとする。その他の使用料については、原則として統一に向け調整を図るものとする。

(3) 各市で差異のある手数料については、住民負担に配慮しつつ、負担の公平の原則により合併時に統一する。」

として提案し、個別具体的内容については、別紙参考資料を配布した。

その中で、(2) の後段、その他の使用料については、「原則として統一に向け調整を図るものとする。」との記述に該当する項目の中に保育料が記載されており、その調整方針が「保育料については、平成 19 年度まで大館市が順次引き下げ、比内町、田代町は順次引き上げ、平成 20 年度から保育料を統一（国の徴収基準額の 75%相当額）する。」という内容であった。

その調整方針について、現行の保育料額が国の徴収基準額の 60%である田代町委員や国の徴収基準額の 70%である比内町委員から、「すり合わせ期間が 3 年では短いと思われるため 5 年の期間にできないのか。」「据え置き等を希望。」「田代町若しくは比内町の現行水準で検討できないか。」などの意見が相次いで継続協議となった。

その後、第 11 回合併協議会（計 5 回）まで、各年齢別の保育所入所児童数の推移に関する資料、各階層別保育料の徴収に関するシミュレーション資料、保育料を据え置いた場合に発生する負担金徴収額の増減に関する資料、保育料以外の福祉関係施策のすり合わせ方針に関する資料等で継続協議を重ねた。

最終的には合併協定書に記載のとおり、保育料の調整方針の項目を

「(4) 各市町で差異のある保育料については、平成 19 年度まで大館市は段階的に引き下げ、比内町及び田代町は現行のとおりとし、平成 20 年度に、国の徴収基準額の概ね 75 パーセントに統一する。」

とすることで合意に達した。

⑮ 一部事務組合等の取扱い

第 9 回合併協議会に議案として提案された。

「(1) 一部事務組合のうち、大館周辺広域市町村圏組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日に事務及び財産並びに一般職の職員をすべて新市に引き継ぐ。比内町及び田代町は、秋田県市町村総合事務組合並びに秋田県市町村会館管理組合を合併の日の前日をもって脱退する。

(2) 大館市土地開発公社については、現行のとおり存続する。比内町及び田代町は、合併前に秋田県町村土地開発公社から脱退する。

(3) 比内町及び田代町は公平委員会の事務の委託を、合併の日の前日をもって廃止する。

(4) 第三セクター等については、現行のとおり合併の日に新市に引き継ぐ。」

この調整方針については、特に異議もなく提案のとおりとすることを確認した。

⑯ 地域審議会の取扱い

合併協定項目にはないが、第 12 回合併協議会で、当日の協議案の協議が全て終了した後の「その他」の項目において、田代町の委員から「全ての協議案件が出揃ったということであるが、地域審議会等の設置に関することが提案されなかったということは、幹事会、あるいは分科会、専門部会で協議されて結論が出たと思うが、その経緯について説明して欲しい。」との意見が出た。

事務局から、幹事会でも議題になったが、3 市町の議員の在任特例を実施していくことで、特に必要がないとの結論となったことが説明され、了承を得た。



合併協議会

⑰ 町字名の取扱い

第7回合併協議会に議案として提案された。

編入合併であることから、

- 「(1) 大館市の区域内の町（字）の区域及び名称は現行のとおりとする。
- (2) 比内町の区域内の町（字）の区域は現行のとおりとし、名称は、現行の大字の前に「比内町」の名称を付ける。
- (3) 田代町の区域内の町（字）の区域は現行のとおりとし、名称は大字を「田代」として、現行大字の名称を付けない。なお、現行の大字を「田代」とすることにより、小字名称が同一となる場合等については、現行の小字の前に現行の大字の名称を付けることを基本に調整する。」

という内容で、特に比内町、田代町の町（字）の取扱いが異なるのは分科会、議会等で両町の意見を尊重するという立場から、両町の提案どおりの調整方針としたことを説明した。

しかしながら、協議会の席上、田代町選出委員から、「(3) 田代町の取扱いについても比内町同様「田代」の名称を残す方法や大字も残すべき。」との意見が出され、再度町内への周知、合意形成を図る期間が必要ということになり、第9回合併協議会まで継続協議とした。

第9回合併協議会では、田代町内の合意形成が図られたことから、田代町に関する部分については、

- 「(3) 田代町の区域内の町（字）の区域及び名称は現行のとおりとする。」

という内容で修正提案し異議なく確認した。

⑱ 慣行の取扱い

第7回合併協議会に議案として提案された。編入合併であることから、

「合併時に大館市の制度に統一する。ただし、比内町及び田代町の木、花、鳥及び町民歌は、それぞれの地域において継承していくよう努めるものとする。」

という内容で提案された。

しかしながら、「新市の一体感の醸成をしていく上では、特に町民歌をどういう形で継承するかが不明確である。」との意見や、「比内町、田代町の委員から継承していくという努力目標みたいな標記が無くても各町民は内に秘めた形で残せることから、記述の必要はない。」との意見が出され、最終的には、

「合併時に大館市の制度に統一する。」

として修正した。

⑱ 補助金・交付金の取扱い

第7回合併協議会に議案として、

「補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯や実情に配慮し、公共的必要性、有効性、公平性の観点から、次の方針を基本に調整する。

- (1) 各市町同一又は同種の補助金、交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
- (2) 各市町独自の補助金、交付金等については、制度の経緯や地域事情、従来からの実績を踏まえ、市域全体の均衡を保つよう調整する。」

という内容で提案された。

協議では、参考資料として提出した3市町の補助金一覧表を見た各委員が、特に各種団体に対し各市町が独自に交付している補助金等の取扱いについて、市域全体の均衡を保つよう調整するとは、具体的にどうするのか等の意見が出された。

事務局からは、補助金、交付金等の全般に関して統一的な調整方針の確認をお願いするものであることを前提に提案していることを説明し、例として、各市町が独自に交付している個別の補助金等については、各所管課の予算案査定を経ながら新市の議会等において予算審議していくこととなる等の説明をしたが、各委員の納得を得ることができず、再度、補助金、交付金の決定に係る基本方針を提出することで、継続協議となった。

第8回合併協議会において、参考資料として新たに、補助金、交付金の決定に係る基本方針（全6項目）を示して内容を説明し理解を得たことから、調整方針については、提案のとおりとすることを確認した。

⑳ 介護保険事業の取扱い

第8回合併協議会に議案として、

「(1) 介護保険認定審査会については、合併時に大館市に統合する。

- (2) 第1号被保険者の保険料率については、平成17年度まで現行のとおりとし、平成18年度から統一する。
- (3) 第1号被保険者の納期については、合併時に大館市の納期に統一する。
- (4) 介護保険事業計画運営委員会については、合併時に大館市の制度に統合する。
- (5) 介護保険事業計画については、平成17年度まで現行のとおりとし、平成18年度から統一する。
- (6) 介護保険料の減免については、平成17年度まで現行のとおりとし、平成18年度から制度を再編する。
- (7) 介護保険利用者負担金の減免については、合併時に大館市の制度に統一する。
- (8) 介護保険要介護認定訪問調査については、合併時に大館市の制度に統一する。」

という内容で提案された。

- (1) ~ (7) までは異議なく了承されたが、(8) 介護保険要介護認定訪問調査について

は、大館市は 5 名の非常勤訪問調査員により市で実施、また、比内町、田代町は、居宅介護支援業者へ委託という方法で実施している現状で、「即大館市の制度に統一することは、現在それに頼っている利用者や居宅介護支援業者への配慮が欠けるのでは。」という意見が出され、継続協議となった。

第 9 回合併協議会において、部会、事務局等で再検討した結果、
「(8) 介護保険要介護認定訪問調査については、平成 17 年度までは現行のとおりとし、平成 18 年度から大館市の制度に統一する。」
と修正提案され、異議なく確認した。

㊦ 病院、診療所の取扱い

第 11 回合併協議会に議案として、

- 「(1) 病院事業の名称、診療科目及び病床数については、現行のとおりとする。ただし、扇田病院については、名称を大館市立扇田病院とし、一部診療科目については、機能分担を検討する。
- (2) 使用料及び手数料に関する事項については、合併時に統一する。
- (3) 救急病院に関する事項については、現行のとおりとする。
- (4) 車両管理については、使用する病院で管理する。また、扇田病院の患者送迎バスについては、現行のとおりとする。
- (5) 累積欠損金については、合併時までに解消する。
- (6) 扇田病院の不良債務については、合併時までに解消する。
- (7) 田代町診療所の運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。」

という内容で提案し、個別具体的内容については、別紙参考資料を配布したところ、大館市立総合病院、比内町立扇田病院を新市で抱えることで、機能分担をしながら 2 つの病院を維持する経営方針等の説明不足から追加資料の提出要求、また、扇田病院に対する今後の経営見通し及び (6) 扇田病院の不良債務に関する具体的な解消策についての質問が多々あり継続協議となった。

合意を得るまで 3 回の開催を要したが、最終的には第 13 回合併協議会において提案のとおりとすることを確認した。

㊦ 高齢者福祉事業の取扱い

第 12 回合併協議会に議案として

- 「(1) 高齢者（老人）福祉計画については、合併後に再編する。
- (2) 高齢者サービス総合調整会議（地域ケア推進事業）については、合併時に再編する。
- (3) 在宅介護支援センターについては、合併時に再編する。現在 2 カ所ある基幹型在宅介護支援センターは、新市において 1 カ所とし、大館市に置く。地域型は、大館市 5 カ所、比内町 1 カ所、田代町 1 カ所とする。
- (4) 敬老関係事業については、地域の実情を考慮しながら調整を図る。
- (5) 介護予防事業・地域支え合い事業については、国又は県の制度であり、その要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。
- (6) 家族介護支援事業については、国又は県等が定める制度は、その要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。各市町が独自に実施している事業等については、地域の実情を考慮しながら調整を図る。
- (7) 生きがい活動支援事業については、合併時に再編する。ただし実施体制、方法については、地域の実情を考慮しながら調整を図る。
- (8) 高齢者福祉施設の運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、ケアハウスの運営管理については、大館市の制度を適用する。
- (9) 高齢者バス券交付事業については、大館市の制度を適用する。」

という内容で提案し、参考資料として個別事業の調整方針を示した。

協議では、調整方針の (1) ～ (3) 及び (5) ～ (9) までは異議なく了承されたが、(4) の中に含まれている項目の金婚式について「金婚式は、合併時に廃止する。」としていたが、大館市の委員から、「ほとんどの項目が再編する又は統一するという調整方針の中にあつて、金婚式だけ廃止という方針については、市議会の全員協議会で確認したいので、継続協議として欲しい。」との要望があり継続協議とした。

第 13 回合併協議会において、事務局で県内の金婚式の実施状況等について資料が提出された後、大館市議会としての意見が出された。大館市議会としては、他の項目同様合併時に即廃止ではなく継続の検討も出来るように、

「金婚式については、合併後に再編する。」

という修正案が示され、協議の結果、修正案のとおりとすることを確認した。

㊦ 学校教育事業の取扱い

第 12 回合併協議会に議案として

- 「(1) 奨学金貸付事業については、平成 17 年度は現行のとおりとし、平成 18 年度から大館市の制度に統一する。
- (2) 学校給食事業については、現行のとおりとし、合併後 3 年をめどに、運営方法について検討する。ただし、会計方法については、平成 18 年度に私会計に統一する。
- (3) スクールバス運行业務については、現行のとおりとする。ただし、合併後 3 年をめどに、運行方法について検討する。
- (4) 要保護、準要保護児童生徒の就学援助については、平成 17 年度は現行のとおりとし、平成 18 年度から大館市の制度に統一する。
- (5) 新入学児童ランドセル支給事業については、H18 年度以降の入学児童については、合併後に検討する。
- (6) 幼稚園就園奨励費補助金については、合併時に大館市の制度に統一する。」

という内容で提案された。

協議では、(1) 奨学金貸付事業については、田代町の基準のほうが高等専門学校など支給対象者が拡大されていること、(4) 要保護、準要保護児童生徒の就学援助についても、田代町の支給時期が大館市よりも早いこと、また、(5) 新入学児童ランドセル支給事業については、全児童を対象とできないか等の意見が出されたことから、幹事会に差し戻され再度検討をして提案することとなった。

第 13 回合併協議会において、幹事会、事務局で再検討した結果、当初の調整方針どおりで提案された。

協議では、いろいろな意見が出されたが、最終的には少子化対策の一環として保護者の負担軽減を図るべきとの観点から、

- 「(1) 奨学金貸付事業については、平成 17 年度は現行のとおりとし、平成 18 年度から田代町の制度に統一する。」、
- 「(5) 新入学児童ランドセル支給事業については、平成 18 年度以降の全新入学児童に支給する。」

という修正案で決定した。

また、(4) 要保護、準要保護児童生徒の就学援助については、就学援助費支給日に関する事務手続き上のことであることから、当初提案のとおりとすることを確認した。

5 合併協定書の調印

平成 16 年 11 月 29 日午前 10 時 30 分より、秋北ホテル孔雀の間で合併協定調印式が開催された。

はじめに大館市助役から、これまでの経過報告および合併協定書の説明があり、その後、3 市町の首長である大館市長、比内町長、田代町長が、合併協定書に調印を行い、県知事が特別立会人署名をし、市議会議長、比内町議会議長、田代町議会議長ほか計 19 名が立会人として署名をした。

3 市町の首長が合併協定書を取り交わし、県知事、大館市長、比内町長、田代町長が固い握手を交わすと、会場から盛大な拍手が沸き起った。

続いて各首長による挨拶の後、県知事、県議会議長から心強い励ましとお祝いのことばをいただき、式典を終了した。



合併協定調印式

6 法的手続き

① 合併関係市町村議会での関係議案の議決等

合併協定書の調印後、3市町において以下の廃置分合関係4議案

- ・ 廃置分合議案
- ・ 廃置分合に伴う財産処分
- ・ 議会の議員の在任特例
- ・ 農業委員会の委員の任期等の特例

は、いずれも平成16年12月15日に3市町の議会で可決された。

② 廃置分合申請

平成16年12月21日、3市町長が県知事に対し、地方自治法第7条第1項の規定に基づく廃置分合申請書を提出した。

③ 県議会での議決

廃置分合申請書の提出を受けた県知事は、平成17年秋田県議会2月定例会に廃置分合議案「議案第88号 市町の廃置分合について」を提案、同議案は平成17年3月9日に可決された。

④ 県知事の決定・総務大臣への届出

廃置分合議案の可決後、県知事は平成17年3月14日付けで市町の廃置分合を決定し、同日付けで総務大臣へ届け出た。

⑤ 総務大臣告示

総務大臣は、平成17年4月8日付け総務省告示第418号により告示した。

7 新市移行までの諸準備

県への廃置分合申請を済ませた 3 市町では、新市への円滑な移行に向け、下記の手続きを進めた。

① 市長職務執行者の決定

編入合併であり該当なし。

② 新市章の決定

編入合併であり該当なし。

③ 電算システムの統一

平成 16 年 4 月 28 日第 3 回合併協議会に議案として以下の調整方針が提案された。

「電算システムの統合に当たっては、下記の点に留意しながら、住民サービスの低下を招くことなく、合併期日に安全かつ確実に稼動できるよう調整するものとする。

- (1) 住民生活に影響が及ばないように十分配慮する。
- (2) システム統合にかかる改修の量及び経費は、極力抑えるように配慮する。
- (3) 地域情報化の推進、電子自治体の実現等の課題に適時、的確に対応する。」

この調整方針に対して、特に異議もなく原案のとおり決定した。

その後比内町が加入したが、事前に調整済みの項目であり、その内容に従うことで合意した。

基本システムについては原則大館市に統一し、合併前に比内町、田代町職員に対して財務会計システム等の研修を実施したことから、合併時以降も特に問題なく稼動している。

④ 例規の整備

例規の整備については、合併協議会における「条例、規則の取扱いについて」の調整結果に基づき整備を進め、新市の発足時の臨時議会により 112 件の条例が可決された。また、関係する規則 102 件、管理規程 8 件、規程 15 件、消防規程 12 件と合わせて合計 249 件を整備した。

⑤ 閉町式・閉庁式

【比内町】

閉町（庁）式

平成 17 年 6 月 17 日午後 5 時 30 分から、比内町役場庁舎正面玄関前において、閉町（庁）式が行われ地元出身県議をはじめとする来賓 65 名と一般参加の町民及び職員合わせて約 300 名の参加のもと盛大に行われた。

町長の式辞、来賓挨拶に続き、参列者による町民歌の斉唱の後、町旗を降納し折りたたんだ後町長に手渡して式典を終了した。

【田代町】

閉町式

平成 17 年 6 月 12 日午前 10 時から、田代町町民体育館「グリアス田代」において、県知事をはじめとする来賓 22 名と一般参加の町民及び職員合わせて 450 名の参加のもと盛大に行われた。

町長の式辞、来賓挨拶に続き、参列者による町民歌の斉唱の後、町内各学校を代表する児童により町旗を降納し折りたたんだ後町長に手渡して式典を終了した。その後参加者全員で「田代町お別れ会」を挙行了した。

閉庁式

平成 17 年 6 月 19 日午後 4 時 45 分から、田代町役場玄関前において、職員 110 名の出席により挙行了した。町長の挨拶の後、庁舎屋上に掲揚している町旗を降納し折りたたんだ後町長に手渡して式典を終了した。



閉町式

8 新市誕生後の主な動き

① 合併初日の状況

【辞令交付式】

- 8：00 扇田病院辞令交付式
- 8：40 比内総合支所辞令交付式
- 10：40 田代総合支所辞令交付式
- 12：50 大館市参与辞令交付式
- 13：00 本庁辞令交付式

合併に伴う職員に対する辞令交付式は、市長が係長以上を対象に直接交付した。また、同日から発令された参与（旧比内町長、旧田代町長）に対しても直接交付した。

【訓辞】

市長は、扇田病院、比内総合支所、田代総合支所及び本庁で係長職員以上に辞令を交付し、それぞれ訓示した。最後に「新市がスムーズにスタートすることを望んでいる。合併に伴う市民の不安を払しょくして、期待に応えよう」と呼びかけた。

【開所式】

- 9：30 比内総合支所
- 11：30 田代総合支所

行政、議会などから比内総合支所に約 60 人、田代総合支所には約 100 人が出席。市長、市議会議長とともに比内総合支所は旧比内町長、旧比内町議会議長が、田代総合支所では、旧田代町長、旧田代町議会議長がそれぞれテープカット、銘板除幕式を行った。



開所式

② 合併記念式典

平成 17 年 6 月 20 日午後 3 時から大館市民文化会館において、「大館市・比内町・田代町合併記念式典」が行われた。来賓や 3 市町の功労者及び関係者合わせて約 1,000 人が出席し「新大館市」の船出を祝うとともに、新市の発展に願いを込めた。

式典は、大館市長、大館市議会議長のあいさつに続き、来賓の県副知事や野呂田芳成代議士らが祝辞を述べた。アトラクションとして、有浦小学校マーチングバンドの演奏、大館第一中学校合唱部の市民歌斉唱が行われ式典は盛会のうちに終了した。

式典終了後、午後 4 時 20 分より秋北ホテルに会場を移し、政治、経済、教育、文化、芸術と幅広く各界からの来賓者など 370 人が出席して、「大館市・比内町・田代町合併記念祝賀会」が開かれた。3 市町の合併という歴史の節目を迎え出席者は新たな時代の創造に思いを巡らせ、大きな船出を祝った。

③ 新市初議会

比内町及び田代町を編入合併した新大館市の初議会は、大館市長により、平成 17 年 7 月 1 日午前 10 時より、大館市議会議場において第 2 回大館市議会臨時会（議員 63 名）が招集された。

旧大館市議会議長による開会后、議長の選挙にあたり、旧大館市議会議長が辞表を提出したことから、副議長の議事進行により議長選挙を行い、前議長が再選された。その後、再選された議長の議事進行により、辞表を提出した副議長、各常任委員会（4 委員会）及び議会運営委員会の正副委員長を選出した。この他、監査委員の議会選出委員の選任等を行った。

主な上程議案は次のとおり。

- ・議会関係条例・規則

④ 市長選挙

編入合併であり該当なし。

⑤ 新市長による議会の招集

編入合併であり該当なし。

⑥ 在任特例後の議会議員選挙

平成 19 年 4 月 15 日在任特例期間満了に伴う合併後初の市議会議員一般選挙が告示され、定数 30 に対して 54 人が立候補した。

平成 19 年 4 月 22 日に選挙が行われ 30 人の議員が決定した。次点との差 5,007 票、有権者数 68,510 人、投票率 77.21%であった。

⑦ 決算審査の状況

平成 16 年度の決算については、比内町及び田代町は、合併期日が平成 17 年 6 月 20 日であることから、出納閉鎖後速やかに出納整理を行い、各々の町での最終議会となる 6 月定例会において審査し、比内町及び田代町とも平成 17 年 6 月 16 日に決算の認定をした。

平成 17 年度（平成 17 年 4 月 1 日～平成 17 年 6 月 19 日）の決算については、比内町の企業会計である平成 17 年度比内町水道事業会計及び平成 17 年度比内町立扇田病院事業会計は、旧大館市の平成 16 年度の企業会計の決算と同時に、平成 17 年 8 月 30 日開会の大館市議会 9 月定例会に提出され、平成 17 年 9 月 22 日に企業会計決算特別委員会の正副委員長を選任後、平成 17 年 11 月 8 日～11 月 10 日の 3 日間で審査し、平成 17 年 12 月 21 日に認定された。

また、比内町及び田代町の一般会計・各特別会計（比内町 9 件、田代町 9 件）については、旧大館市の平成 16 年度の一般会計・特別会計の決算と同時に、平成 17 年 11 月 7 日開会の第 4 回大館市議会臨時会に提出され、同日に一般会計・特別会計決算特別委員会の正副委員長を選任後、平成 17 年 11 月 14 日～11 月 17 日の 4 日間開催された委員会の審査を経て、平成 17 年 12 月 21 日に認定された。

合併協定書

平成16年11月29日

大館市・比内町・田代町

1 合併の方式

比内町及び田代町を廃し、その区域を大館市へ編入することとする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年6月20日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、大館市とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、現大館市役所（大館市字中城20番地）とする。現比内町役場及び現田代町役場については、住民の利便性等を勘案して、必要職員を置く総合支所方式とし、空きスペースについては、分庁舎としての活用を考慮する。

5 財産の取扱い

- (1) 合併時の財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐ。ただし、大館市地域振興基金（現在、社会福祉環境整備基金で運用）、比内町まちづくり基金及び田代町地域振興基金については、合併時に統合し、用途については、それぞれの市町の意向を尊重する。
- (2) 財産区については、合併時における状況のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 山林等の旧慣による使用権については、合併時における状況のとおり新市に引き継ぐ。

6 事務組織及び機構の取扱い

新市の事務組織及び機構については、市民サービスが低下しないように十分配慮し、次の事項を基本として整備する。

また、合併後においては、適宜、その組織及び運営を見直し、効率化に努め、規模等の適正を図るものとする。

- ① 市民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構
- ② 市民の声を的確に反映することができる組織・機構
- ③ 地域コミュニティの推進を図ることができる組織・機構
- ④ 行政課題に迅速かつ的確に対応することができる組織・機構
- ⑤ 簡素で効率的な組織・機構

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- (1) 比内町農業委員会及び田代町農業委員会を大館市農業委員会に統合する。
- (2) 選挙による委員については、次のとおり取り扱うものとする。
 - ① 比内町及び田代町の選挙による委員については、比内町及び田代町の農地法関係業務等に支障を来すことのないよう、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項第2号の規定を適用し、大館市農業委員会の委員の残任期間、引き続き合併後の大館市の農業委員会の委員として在任するものとする。なお、在任期間中の委員の報酬は、現行の1市2町のそれぞれの額を適用する。
 - ② 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条第1項の規定に基づき、合併後の大館市の農業委員会の選挙による委員の定数を28人とし、大館市の区域に4選挙区、比内町及び田代町の区域にそれぞれ1選挙区を設けるものとする。
 - ③ 選挙区ごとの定数は、平成17年3月31日現在の選挙区の選挙人の数を基に、合併後最初に執行される大館市の農業委員会の一般選挙までに定めるものとする。

8 地方税の取扱い

- (1) 個人住民税については、税率は現行のとおりとし、納期は大館市の納期に統一する。
- (2) 法人住民税については、税率は大館市の税率に統一する。ただし、合併前の大館市に事務所又は事業所を有しない法人については、平成19年度まで標準税率を適用する。
- (3) 固定資産税については、税率は現行のとおりとし、納期は大館市の納期に統一する。
- (4) 軽自動車税については、税率は現行のとおりとし、納期は大館市の納期に統一する。

- (5) 市町村たばこ税については、現行のとおりとする。
- (6) 特別土地保有税については、現行のとおりとする。
- (7) 入湯税については、現行のとおりとする。
- (8) 都市計画税については、課税対象区域を大館市及び比内町の都市計画区域内の用途地域とし、税率は現行の大館市の税率を適用する。ただし、比内町については、平成19年度まで課税しないものとする。

9 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 比内町及び田代町の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐ。
- (2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- (3) 職員の職名及び任用要件については、現行の大館市の制度に統一する。
- (4) 職員の給与及びその他の身分の取扱いについては、公正に取り扱うものとする。

10 特別職の職員の身分の取扱い

- (1) 大館市、比内町、田代町共に同種の附属機関が置かれている場合は、比内町及び田代町の委員については、新市に引き継がないものとする。ただし、合併後の当該附属機関の委員の構成については、比内町及び田代町の実情を十分に考慮して、適切な措置を講じるものとする。
- (2) 比内町、田代町に置かれている附属機関で、大館市に同種のものがない場合は、必要に応じて当該附属機関を新市に引き継ぎ、委員の構成については、実情を考慮して適切な措置を講ずるものとする。

11 条例、規則等の取扱い

原則として大館市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて所要の改正等を行うものとする。

12 議会の議員の定数及び任期の取扱い

- (1) 比内町及び田代町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第2号の規定を適用し、大館市の議会の議員の残任期間、引き続き合併後の大館市の議会の議員として在任するものとする。
- (2) 合併後の在任期間中の議員の報酬は、現行の1市2町のそれぞれの額を適用する。
- (3) 合併後最初の一般選挙時（平成19年4月）の定数の取扱いについては、定数特例を適用しない。

13 一部事務組合等の取扱い

- (1) 一部事務組合のうち、大館周辺広域市町村圏組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日に事務及び財産並びに一般職の職員をすべて新市に引き継ぐ。比内町及び田代町は、秋田県市町村総合事務組合並びに秋田県市町村会館管理組合を合併の日の前日をもって脱退する。
- (2) 大館市土地開発公社については、現行のとおり存続する。比内町及び田代町は、合併前に秋田県町村土地開発公社から脱退する。
- (3) 比内町及び田代町は、公平委員会の事務の委託を合併の日の前日をもって廃止する。
- (4) 第三セクター等については、現行のとおり合併の日に新市に引き継ぐ。

14 使用料、手数料等の取扱い

- (1) 各市町で差異のない使用料及び手数料については、現行のとおりとする。
- (2) 各市町で差異のある各種施設の使用料については、施設内容及び建設年度が異なること等から、当分の間、原則として現行のとおりとする。その他の使用料については、原則として統一に向け調整を図るものとする。
- (3) 各市町で差異のある手数料については、住民負担に配慮しつつ、負担の公平の原則により合併時に統一する。
- (4) 各市町で差異のある保育料については、平成19年度まで大館市は段階的に引き下げ、比内町及び田代町は現行のとおりとし、平成20年度に、国の徴収基準額の概ね75パーセントに統一する。

15 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努める。

- (1) 共通の目的をもった団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- (2) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。
- (3) 独自の目的をもった団体については、原則として現行のとおりとする。

16 補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯や実情に配慮し、公共的必要性、有効性、公平性の観点から、次の方針を基本に調整する。

- (1) 各市町同一又は同種の補助金、交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
- (2) 各市町独自の補助金、交付金等については、制度の経緯や地域事情、従来からの実績を踏まえ、市域全体の均衡を保つよう調整する。

17 町名、字名の取扱い

- (1) 大館市の区域内の町（字）の区域及び名称は、現行のとおりとする。
- (2) 比内町の区域内の町（字）の区域は現行のとおりとし、名称は、現行の大字の前に「比内町」の名称を付ける。
- (3) 田代町の区域内の町（字）の区域及び名称は、現行のとおりとする。

18 慣行の取扱い

慣行の取扱いについては、合併時に大館市の制度に統一する。

19 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 国民健康保険事業については、合併時に再編する。
- (2) 大館市で実施している各種検診の助成については、国民健康保険事業として実施する。その他の検診については、保健事業として実施するよう調整を図る。
- (3) 国民健康保険事業基金については、合併時に新市に引き継ぐ。
- (4) 出産、葬祭に関する給付については、現行のとおりとする。
- (5) 国民健康保険運営協議会については、合併時に大館市の制度に統合する。
- (6) 国民健康保険健康優良家庭表彰については、合併時まで調整する。
- (7) 国民健康保険税については、算定方式は合併時に3方式に統一する。税率は平成19年度まで不均一課税とし、平成20年度に統一する。納期は、合併時に大館市の納期に統一する。
- (8) 高額療養費貸付については、合併時に大館市の制度に統一する。
- (9) 国保出産費資金貸付については、合併時に大館市の制度に統一する。

20 介護保険事業の取扱い

- (1) 介護保険認定審査会については、合併時に大館市に統合する。
- (2) 第1号被保険者の保険料率については、平成17年度まで現行のとおりとし、平成18年度から統一する。
- (3) 第1号被保険者の納期については、合併時に大館市の納期に統一する。
- (4) 介護保険事業計画運営委員会については、合併時に大館市の制度に統合する。
- (5) 介護保険事業計画については、平成17年度まで現行のとおりとし、平成18年度から統一する。
- (6) 介護保険料の減免については、平成17年度まで現行のとおりとし、平成18年度から制度を再編する。
- (7) 介護保険利用者負担金の減免については、合併時に大館市の制度に統一する。
- (8) 介護保険要介護認定訪問調査については、平成18年度まで現行のとおりとし、平成19年度から大館市の制度に統一する。

21 消防団の取扱い

- (1) 消防団組織については、合併時は連合消防団形態とし、合併後平成20年度をめどに統合する。
- (2) 消防団人事については、合併時に団長及び副団長の任期を3年に統一し、団員の定年は62歳とする。ただし、田代町については、統合時まで定年は63歳とする。報酬等については、合併時に大館市の制度に統一する。
- (3) 消防車等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 消防団の諸行事については、当面現行のとおりとする。

22 行政区の取扱い

- (1) 行政区については、現行のとおりとする。
- (2) 行政協力員については、現行の行政町内会単位を基本とし、合併時に大館市の制度に統一する。ただし、職務内容については、田代町の制度に統一する。

23 各種事務事業の取扱い

23-1 男女共同参画事業の取扱い

男女共同参画事業については、合併時に大館市の制度に統一する。

23-2 国際交流事業等の取扱い

- (1) 国際交流研修に対する助成については、事業内容等の調整を図り、合併時に統一する。
- (2) 田代町の姉妹友好都市交流については、相手町の意向を確認し、原則として新市に引き継ぐ。
- (3) 外国籍住民に対する支援事業については、合併時に大館市の制度に統一する。

23-3 電算システムの取扱い

電算システムの統合に当たっては、下記の点に留意しながら、住民サービスの低下を招くことなく、合併期日に安全かつ確実に稼働できるよう調整するものとする。

- (1) 住民生活に影響が及ばないように十分配慮する。
- (2) システム統合にかかる改修の量及び経費は、極力抑えるように配慮する。
- (3) 地域情報化の推進、電子自治体の実現等の課題に適時、的確に対応する。

23-4 広報広聴関係事業の取扱い

広報、広聴関係事業については、合併時に大館市の制度に統一する。

23-5 納税関係事業の取扱い

- (1) 納税貯蓄組合（田代町は納税組合）については、合併時に大館市に統合する。
- (2) 納税貯蓄組合長（田代町は納税組合長）の報酬額については、合併時に大館市の額に統一する。
- (3) 納税貯蓄組合連合会については、合併時に大館市に統合する。
- (4) 納税貯蓄組合事務費等補助金（比内町及び田代町は納税報奨金）については、合併時に大館市の制度に統一する。
- (5) 前納報奨金（比内町及び田代町）については、合併時に廃止する。
- (6) 口座振替については、合併時に大館市の制度に統一する。

23-6 消防防災関係事業の取扱い

- (1) 地域防災計画については、合併後に大館市の計画を基に統一する。
- (2) 防災組織（体制）については、合併時に大館市の制度に統合する。
- (3) 水防計画については、合併後に大館市の計画を基に統一する。
- (4) 避難場所の指定については、現行のとおりとする。
- (5) 防災施設及び災害時備蓄品については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (6) 自主防災組織については、合併後に再編する。
- (7) 防災行政無線については、合併後に再編する。

- (8) 常備消防体制については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (9) 災害時の総合応援支援協定については、合併時に大館市の制度に統一する。

23-7 交通関係事業の取扱い

- (1) バス路線維持事業については、新市において継続する。
- (2) 単独バス運行事業については、現行のとおりとする。
- (3) コミュニティバス運行事業については、現行のとおりとする。
- (4) JR駅業務委託については、現行のとおりとする。
- (5) 交通指導員については、合併時に再編する。
- (6) 交通安全啓発事業については、合併後の事業内容を交通安全対策協議会で決定する。

23-8 窓口業務の取扱い

- (1) 窓口業務については、住民サービスの利便性を図るよう調整に努める。
- (2) 昼休憩時の窓口業務については、現行のとおりとする。
- (3) 閉庁日及び夜間の窓口業務については、現行のとおりとする。
- (4) 出張所については、現行のとおりとする。

23-9 保健衛生事業の取扱い

- (1) 母子保健事業については、合併時に大館市の制度に統一する。ただし、妊婦健康診査については、合併時まで再編する。また、健康診査の実施会場については、地域の実情を考慮して決定する。
- (2) 予防接種事業については、合併時に大館市の制度に統一する。
- (3) 基本健診・各種検診事業については、合併時に大館市の制度に統一する。ただし、実施体制、方法については、地域の実情を考慮して決定する。

23-10 病院、診療所の取扱い

- (1) 病院事業の名称、診療科目及び病床数については、現行のとおりとする。ただし、扇田病院については、名称を大館市立扇田病院とし、一部診療科目については、機能

分担を検討する。

- (2) 使用料及び手数料に関する事項については、合併時に統一する。
- (3) 救急病院に関する事項については、現行のとおりとする。
- (4) 車両管理については、使用する病院で管理する。また、扇田病院の患者送迎バスについては、現行のとおりとする。
- (5) 累積欠損金については、合併時までで解消する。
- (6) 扇田病院の不良債務については、合併時までで解消する。
- (7) 田代町診療所の運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

23-11 休日、夜間、救急診療の取扱い

- (1) 休日夜間急患センター運営事業については、合併時に統合する。
- (2) 在宅当番・救急医療情報提供実施事業については、現行のとおり、大館市の制度を適用する。

23-12 障害者福祉事業の取扱い

- (1) 身体障害者（児）補装具の交付及び修理については、合併時に大館市の制度に統一する。
- (2) 障害者（児）日常生活用具給付等事業については、合併時に大館市の制度に統一する。
- (3) 在宅障害者共同作業所通所費助成については、現行の大館市の制度を適用する。
- (4) 障害者共同作業所については、現行のとおりとする。
- (5) 障害者バス・有料道路割引については、現行のとおりとする。
- (6) 身体障害者在宅バリアフリー化支援事業については、現行の大館市の制度を適用する。
- (7) 在宅福祉活動促進事業については、現行の大館市の制度を適用する。
- (8) 身体障害者訪問入浴等サービス事業については、合併時に大館市の制度に統一する。
- (9) 障害者社会参加促進事業については、現行の大館市の制度を適用する。
- (10) 障害者福祉都市推進事業については、現行の大館市の制度を適用する。
- (11) 重度心身障害者（児）移送費給付事業については、合併後に再編する。

23-13 高齢者福祉事業の取扱い

- (1) 高齢者（老人）福祉計画については、合併後に再編する。
- (2) 高齢者サービス総合調整会議（地域ケア推進事業）については、合併時に再編する。
- (3) 在宅介護支援センターについては、合併時に再編する。現在2カ所ある基幹型在宅介護支援センターは、新市において1カ所とし、大館市に置く。地域型は、大館市5カ所、比内町1カ所、田代町1カ所とする。
- (4) 敬老関係事業については、地域の実情を考慮しながら調整を図る。
- (5) 介護予防事業・地域支え合い事業については、国又は県の制度であり、その要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。
- (6) 家族介護支援事業については、国又は県等が定める制度は、その要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。各市町が独自に実施している事業等については、地域の実情を考慮しながら調整を図る。
- (7) 生きがい活動支援事業については、合併時に再編する。ただし実施体制、方法については、地域の実情を考慮しながら調整を図る。
- (8) 高齢者福祉施設の運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、ケアハウスの運営管理については、大館市の制度を適用する。
- (9) 高齢者バス券交付事業については、大館市の制度を適用する。

23-14 児童福祉事業の取扱い

- (1) 国又は県等が定める制度で、要綱等に準拠して実施している事業については、現行のとおりとする。
- (2) 国又は県等が定める制度及び独自に実施している事業で、大館市のみが実施しているものについては、大館市の制度を適用する。
- (3) 児童館については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 移動児童館事業及び地域子育て支援センター事業並びに放課後児童クラブについては、現行のとおりとする。
- (5) 出産祝金については、平成17年度に限り、比内町、田代町在住者で、第3子以降を出産した保護者に対して、5万円を支給する。平成18年度以降については、合併後に再編する。

23-15 保育事業の取扱い

- (1) 保育所・保育園事業については、現行のとおりとする。ただし、へき地保育所の保育料及び運営形態は、平成19年度まで現行のとおりとし、その後、保育料の統一及び運営形態について調整する。
- (2) 特別保育事業については、現行のとおりとする。ただし、休日保育及び障害児保育については、大館市の制度を適用する。
- (3) 保育所給食については、現行のとおりとする。
- (4) 保育料の減免については、合併時までに統一する。ただし、母子・障害者世帯の場合の減免額は、保育料徴収基準額表の一本化後に統一する。
- (5) 保育料の決定及び徴収については、合併時までに再編する。

23-16 生活保護事業の取扱い

生活保護事業については、合併時に大館市の制度に統一する。(比内町、田代町は合併時に秋田県から引き継ぐ。)

23-17 その他福祉事業の取扱い

- (1) 福祉センター運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、田代町総合福祉センターの利用料については、無料とする。
- (2) 老人保健福祉センター運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 老人福祉センター運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 福祉部局所管施設管理については、現行のとおりとする。
- (5) 福祉施設管理運営委託については、現行のとおりとする。
- (6) 社会福祉事業団については、現行のとおりとする。
- (7) 福祉バスの運行については、合併時に再編する。
- (8) 戦没者追悼式等については、合併時に大館市の制度に統一する。
- (9) 福祉医療費単独拡大事業の対象者については、平成19年7月31日まで現行のとおりとし、平成19年8月1日から再編する。

23-18 健康づくり事業の取扱い

- (1) 健康教育及び健康相談については、合併時に大館市の制度に統一する。ただし、対象者等については、合併時までに決定する。
- (2) 市町村健康増進計画については、合併後に再編する。

23-19 ごみ収集運搬業務の取扱い

- (1) 廃棄物処理計画等については、合併時までに新計画を策定する。
- (2) 一般廃棄物処理については、分別区分、収集運搬及び処分体制の調整を図り、合併時までに統一する。
- (3) ごみ集積所については、現行のとおりとする。
- (4) 指定ごみ袋については、合併時に再編する。
- (5) し尿・浄化槽汚泥収集運搬については、現行のとおりとする。運搬料については、平成18年度まで現行のとおりとし、平成19年度に再編する。

23-20 環境対策事業の取扱い

- (1) 環境に関する計画については、合併後に再編する。
- (2) 環境美化事業については、地域の実情を考慮し、合併後に再編する。
- (3) 不法投棄ごみ防止については、合併時に大館市の制度に統一する。
- (4) 公害調査等については、合併後に再編する。

23-21 農林関係事業の取扱い

- (1) 農業振興地域整備計画については、合併後に新たな計画を策定することとし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。
- (2) 認定農業者等については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、認定基準については、大館市の基準に統一する。
- (3) 米の生産調整対策については、大館広域圏水田農業振興協議会を新市に引き継ぎ実施する。
- (4) 農業総合指導センターについては、合併時に統合する。

- (5) 農作物異常気象対策協議会については、合併時に統合する。
- (6) 農業集落排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (7) 森林整備計画については、合併後に大館市の計画を変更することにより統合する。
計画を統合するまでの間は、現計画を運用する。
- (8) 大館市森林整備公社については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (9) 緑化推進委員会・協議会については、合併時に統合するものとし、植樹祭については、現市町の持ち回り開催とする。
- (10) 田代町町営牧場については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (11) 大館市コンポストセンターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

23-22 商工・観光関係事業の取扱い

- (1) 空店舗対策補助事業については、合併時に大館市の制度に統一する。ただし、合併前に比内町において実施済の商店街等活性化事業については、現行の取扱いを継続する。
- (2) 中小企業事業資金融資あっせん制度については、合併時に大館市の制度に統一する。
- (3) 中小企業融資あっせん資金保証料補給制度については、合併時に大館市の制度に統一する。
- (4) 工業団地については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (5) 工場等設置促進条例による奨励措置については、合併時に大館市の制度に統一する。
ただし、合併前に指定した企業への優遇措置については、現行の取扱いを継続する。
- (6) 観光施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (7) 観光イベントについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

23-23 建設関係事業の取扱い

- (1) 市町道については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、市道の認定基準については、大館市の基準に統一する。
- (2) 除雪体制については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、除雪計画については、合併後に策定する。
- (3) 道路占用料については、合併時に現行の大館市の額に統一する。
- (4) 公営住宅等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

- (5) 都市計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。都市計画マスタープランについては、現計画を基本に新市において新たに策定することとし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。

23-24 上水道、下水道事業の取扱い

- (1) 上水道事業及び簡易水道事業については、合併時に公営企業として統合する。ただし、比内町の簡易水道事業給水区域の一部については、小規模水道として新市に引き継ぐ。
- (2) 水道使用料については、平成19年度まで現行のとおりとする。平成20年度から新料金を設定の上統一する。
- (3) 水道加入金・分担金については、合併時は現行のとおりとし、合併後3年以内に再編する。
- (4) 水道関係手数料については、合併時に大館市の制度に統一する。ただし、開栓・再開栓・閉栓手数料については、平成19年度まで現行のとおりとし、平成20年度に再編する。
- (5) 工業用水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (6) 公共下水道事業については、合併時に公営企業として統合する。
- (7) 下水道使用料については、平成19年度まで現行のとおりとする。平成20年度から新料金を設定の上統一する。
- (8) 下水道事業受益者負担金・分担金については、現行のとおりとし、納期については、大館市の納期に統一する。
- (9) 合併処理浄化槽設置整備補助事業については、平成17年度まで現行のとおりとし、平成18年度に再編する。
- (10) 戸別合併処理浄化槽整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、事業計画については、合併後に見直しを図る。
- (11) 下水道・合併処理浄化槽事業関係融資あっせん制度等については、平成17年度まで現行のとおりとし、平成18年度に再編する。

23-25 小、中学校の通学区の取扱い

- 小、中学校の通学区域については、現行のとおりとし、地域要望等により、必要に応

じて新市において調整する。

23-26 学校教育事業の取扱い

- (1) 奨学金貸付事業については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から田代町の制度に統一する。
- (2) 学校給食事業については、現行のとおりとし、合併後3年をめどに、運営方法について検討する。ただし、会計方法については、平成18年度に私会計に統一する。
- (3) スクールバス運行業務については、現行のとおりとする。ただし、合併後3年をめどに、運行方法について検討する。
- (4) 要保護、準要保護児童生徒の就学援助については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から大館市の制度に統一する。
- (5) 新入学児童ランドセル支給事業については、平成18年度以降の全新入学児童に支給する。
- (6) 幼稚園就園奨励費補助金については、合併時に大館市の制度に統一する。

23-27 文化振興事業の取扱い

- (1) 歴史民俗資料館については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 市町村史等の編さんについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 指定文化財については、合併時に大館市の制度に統一する。

23-28 社会教育（生涯学習）事業の取扱い

- (1) 社会教育振興計画については、合併時に再編する。ただし、平成18年度から始まる5カ年の中期計画については、合併後に策定する。
- (2) 成人式については、合併時に再編する。
- (3) 図書館については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 図書館協議会については、合併時に統合する。
- (5) 生涯学習フェスティバルについては、合併時に再編する。ただし、再編できない事業については、地区公民館事業として継続する。

(6) 公民館運営管理業務については、比内町公民館及び田代町公民館を地区公民館とし、それぞれの分館は現行のとおりとする。ただし、業務内容については、合併時に大館市の制度に統一する。

(7) 公民館主催事業・開催業務については、現行のとおりとする。

(8) 出前講座については、合併時に統一する。

(9) 各種スポーツ大会については、当分の間、現行のとおりとする。

(10) スポーツ教室、講習会については、当分の間、現行のとおりとする。

23-29 社会福祉協議会の取扱い

(1) 社会福祉協議会については、それぞれの実情を尊重しながら、合併を支援する。

(2) 社会福祉協議会への事業委託・事業補助については、社会福祉協議会の事情を尊重しながら調整に努める。

24 新市建設計画

新市建設計画は、別紙「新市建設計画」のとおりとする。

調 印 書

特 別 立 会 人

大館市、比内町及び田代町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき設置された大館市・比内町・田代町合併協議会において、以上のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

秋田県知事

寺田 典雄

平成16年11月29日

大館市長

小 畑 元 

比内町長

佐藤 賢一郎 

田代町長

吉 田 光 朗 

立 会 人

合併協議会委員

伊藤 毅

合併協議会委員

渡辺 久寛

合併協議会委員

荒川 邦隆

合併協議会委員

中村 弘夫

合併協議会委員

畠澤 一郎

立 会 人

合併協議会委員

吉原 正

合併協議会委員

菅原 金雄

合併協議会委員

岩瀬 吉三郎

合併協議会委員

佐藤 照雄

合併協議会委員

蛇川 景一

立 会 人

合併協議会委員

齋藤 恵子

合併協議会委員

中田 直行

合併協議会委員

仙台 隆義

合併協議会委員

武田 砂代子

合併協議会委員

若松 栄三郎

立 会 人

合併協議会委員

小笠原 豊

合併協議会委員

高坂 清子

合併協議会委員

佐藤 信行

合併協議会委員

石井 護